

入札公告

令和4年 6月14日
社会福祉法人 ひらく会
理事長 山崎 豊

社会福祉法人 ひらく会 の発注する(仮称)日中サービス支援型グループホーム 新堀荘 新築工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 (仮称)日中サービス支援型グループホーム 新堀荘 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県川口市大字新堀字新田 689-7
- (3) 工事種別 新築工事
- (4) 工事内容 建物新築にかかる建築工事一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和5年3月31日まで(諸官庁検査済証取得含む)
- (6) 建物概要 構造規模 木造 2階建
建物用途 障害福祉サービス事業所(日中サービス支援型共同生活援助)
敷地面積: 499.56 m²
建築面積: 295.22 m²
延床面積: 590.44 m²
- (7) 入札方法等
 - ① 入札方法: 一般競争入札
 - ② 予定価格: 有(非公開)
 - ③ 最低制限価格: 有(非公開)
 - ④ 入札参加形態: 単体企業
 - ⑤ 入札保証金: 無

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準」に基づく指名停止又は「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づく指名除外又は「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 令和3・4年度川口市建設工事入札参加資格者名簿に登載されかつ、建築工事の登録があり、その等級がA級に各付けされている者であること。
- (7) 当該工事に一級建築施工管理技師又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を専任で配置できること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。

3. 一般競争入札参加資格確認審査申請書の提出

- (1) この入札に参加を希望する者は、(2) ①の期間までに次の書類を持参の上、(2) ②に提出しなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認審査申請書 1部
- ② 建設業許可証明書の写し 1部
- ③ 会社案内・会社経歴書 1部
- ④ 「川口市建設工事入札参加資格に関する規則」に定められた級別を証明する書類の写し 1部
- ⑤ 専任で配置できる監理技術者の資格を証明する書類・工事履歴書の写し 1部
- ⑥ 役員名簿

※ 提出された書類は、返却しません。

- (2) 上記(1) ①～⑥の書類の提出期間及び提出先は、次の通りとする。

- ① 期 間 公告日令和4年6月14日（火）から令和4年6月27日（月）までの
10：00～17：00 の時間
- ② 提 出 先 埼玉県川口市安行慈林752番地の6 社会福祉法人ひらく会 法人事務局
- ③ 提 出 方 法 直接持参すること。
- ④ そ の 他 提出者は事前連絡のこと。
- ⑤ 連 絡 先 電話：048-287-6117
担当：鈴木、須佐

- (3) 入札参加資格の結果は、令和4年6月30日（木）までに「一般競争入札参加資格確認書」にて通知する。

4. 設計図書

- (1) 設計図書の配布

- ① 日 時 郵送にて配布 令和4年7月4日（月）着
- ② 連 絡 先 埼玉県川口市安行慈林752番地の6 社会福祉法人ひらく会 法人事務局
電話：048-287-6117
担当：鈴木、須佐
- ③ そ の 他 現場説明会は行わない。
設計図書は入札日に返却すること。

(2) 設計図書の内容に関する質疑は、メールにて次のとおり行う。

- ① 提出期限 令和4年7月15日（金） 12：00 まで
- ② 連絡先 埼玉県川口市安行慈林 752 番地の 6 社会福祉法人ひらく会 法人事務局
電話：048-287-6117
担当：鈴木、須佐
メールアドレス：hirakukai2804@ak.wakwak.com

③ メール の 件 名

「(法人名) (仮称) 日中サービス支援型グループホーム 新堀荘 新築工事質問書」とする。

④ そ の 他 質疑書原本を入札日当日署名捺印の上、持参すること。

(3) 上記 (2) に対する質疑回答は、入札参加予定業者全員に令和4年7月20日（水）17：00 までにメールにて行う。

5. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和4年8月2日（火） 14：00
- (2) 入札場所 川口市立映像・情報メディアセンター 「コミュニケーションスタジオ」
川口市川口1-1-1 キュポ・ラ 7階
- (3) そ の 他 参加者は、運転免許証等の顔写真付き身分証明書及び所属のわかるものを用意すること。

6. 落札者の決定

(1) 落札者は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低の価格で入札した者とする。

また、落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合には、直ちにクジ引きにより落札者を決定する。

(2) 初回入札参加者が1者のみの場合においても入札は行うこととする。ただし、この場合、再入札は行わない。

(3) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再入札を実施する。再入札は**2回**までとする。ただし、初回入札に参加しない者又は前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再入札に参加できない。

(4) 入札不落時の取扱い

再入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合には、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）又は再入札において入札に応じる者が一者のみとなった場合に限り、下記4条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行う。

条件1：随意契約であっても契約金額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。

- (5) 落札決定から本契約までの間に、川口市及び埼玉県から指名停止処分を受けた者は、本契約を締結できない。(契約辞退を申し出るものとする。)

7. 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できない。
- (3) 入札時には、一般競争入札参加資格確認書を必ず持参すること。
また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。
- (5) 入札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を持参し、初回入札における落札者は入札日当日に提出すること。ただし、再度入札における落札者又は随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を発注者が指定した日までに提出すること。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (7) 談合に関する情報提供があった場合には、入札参加者から事情を聴取の上、入札の延期をすることがある。
- (8) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (9) 川口市から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (3) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (4) 二以上の入札書を提出した者がした入札
- (5) 二以上の者の代理をした者がした入札
- (6) 郵便、電子メール、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (7) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (8) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

(11) 次に掲げる入札書による入札

- ① 入札金額を訂正した入札書
- ② 入札者の捺印のない入札書
- ③ 捺印された印影が明らかでない入札書
- ④ その他の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

(12) 公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約保証金 無

10. 工事履行保証保険加入 有 (契約金額の10%)

11. 契約書の作成 要 (民間 (七会) 連合協定工事請負契約約款に準拠して落札者が作成する。)

12. その他

- (1) 本入札において、川口市より指導があった場合は、その指導に従うこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、川口市及び埼玉県からの指導があった場合には従うこと。
- (3) 川口市による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。
- (4) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (6) 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任することはできない。

13. 工事代金の支払について

原則として、着工時10%、中間払い(上棟時)40%、竣工時50%の3回払いとする。

但し、補助金をもって工事代金の支払いに充当するため、支払時期については発注者と請負者が協議により決定することを予め承諾する。

なお、発注者は補助金等が交付され次第速やかに工事代金を支払う。

14. 問合せ先

社会福祉法人 ひらく会 法人事務局

住所：埼玉県川口市安行慈林 752 番地の 6

電話：048-287-6117

担当：鈴木、須佐